平成２３年（フ）第５２１号
大分市大字佐賀関1792番地の２
債務者　川上　芳門
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５号
鹿児島県霧島市国分姫城南７番35―８―１号
債務者　河野　亮佑
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1359番地17
債務者　上山　洋平
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
青森県八戸市内丸１丁目５番23号　フェニックスマンション408号、前住所青森県八戸市江陽５丁目６番41号　滝川方
債務者　三海　邦彦
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
富山市堀川町675番地７
債務者　伊東　治久
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７６号
富山市婦中町宮ケ島355番地　市営住宅８棟304号
債務者　四十住航輝
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７７号
富山市婦中町宮ケ島355番地　市営住宅８棟304号
債務者　四十住愛梨
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５３号
新潟県柏崎市北園町４番９―301号　県営北園町住宅Ｄ号棟、前住所新潟県柏崎市柳橋町１番21号
債務者　鎌田美津子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
新潟県長岡市緑町１丁目38番地270
債務者　廣川　啓子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
新潟県小千谷市大字山谷1317番地甲
債務者　平沢　優子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３６５号
名古屋市中区大須１丁目６番64号　市営大須荘702号
債務者　草野由美子（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９４１号
愛知県愛西市西條町西善太76番地６
債務者　山下　由貴
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９６３号
愛知県知多市つつじが丘１丁目13番地　19―204
債務者　貝谷　知慧
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９９号
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2711番地24
債務者　町田　實孝
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３００号
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2711番地24
債務者　町田　悦子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８７８号
福岡市早良区内野１丁目２番34号
債務者　徳重　一良
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６１５号
愛知県春日井市松河戸町2605番地１　エスポワール松河戸102号
債務者　森下　靖子（旧姓迫間）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部